

議 事 日 程

- 日程第1 議案第88号 平成31年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議案第80号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更について
- 日程第3 議案第82号 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第83号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第84号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第86号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第87号 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第79号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第9 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第85号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第89号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第90号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 発議第4号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 日程第14 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 渕 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	15番	若 園 五 朗
16番	くまがいさちこ	17番	松 野 藤 四 郎
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政 策 企 画 監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	岡 田 弘	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	教 育 次 長	児 玉 太
監 査 委 員 事 務 局 長	高 山 浩 之		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	広 瀬 照 泰	書 記	宇 野 伸 二
書 記	近 藤 圭 代		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案第88号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議案第88号平成31年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。
産業建設委員長 若園正博君。

○産業建設委員長（若園正博君） おはようございます。

議席番号8番、創生クラブの若園正博です。

産業建設委員会での審査の報告をさせていただきます。

ただいま議題となっております議案について、会議規則39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果についてを報告します。

産業建設委員会は、12月5日午前9時半から巣南庁舎3の2会議室で開催しました。5名の委員が出席し、執行部から、市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案の補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

審査しました議案第88号平成31年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）は、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和元年12月17日、産業建設委員会委員長 若園正博。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第88号平成31年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第80号から日程第7 議案第87号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第80号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に
ついてから日程第7、議案第87号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求め
ます。

文教厚生委員長 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） 改めまして、おはようございます。

議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは文教厚生委員会の委員長報告のお許しをいただきましたので、簡潔に御報告申し
上げます。

ただいま一括議題となりました6議案につきまして、会議規則第39条の規定によりまして、
文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、12月6日午前9時半から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名
全員の委員が出席し、執行部からは、市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、
議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点をかいつまんで報告いたします。

初めに、議案第80号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更についてを審査しました。
執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、児童発達支援センターを利用して
いる瑞穂市の子供は何人いるのかとの質疑に対し、11月現在9名が利用しているとの答弁があ
りました。

また、子供の定数はあるのか、市町村ごとに定数が決められているのかとの質疑に対して、
市町村ごとの定数はない。障害福祉サービスなので、利用されたい場合はしかるべく手続の後、
利用していただきたいとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全員一致で可決されました。

次に、議案第82号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、給食の安定供給に関して、食材費が急激に高騰した場合の対応はどのように考えているのかとの質疑に対し、当該年度の給食費は歳出として確保されている。その部分については、最初からある程度担保されている歳出予算があるので、その中で対応していくことが可能である。それ以上に高騰した場合には、補正予算を計上する必要があるかと思うとの答弁がありました。

また、特別会計から一般会計に移しても保護者の負担の中でやっていく、その気持ちで進めてほしい。どのくらいまで一般会計の中で見ていくのかとの質疑に対し、給食費は児童・生徒の保護者の負担で賄うのが本来の形である。食材が高騰する場合には、それに伴って給食費の改定が必要になるかもしれないが、その都度検討していくとの答弁がありました。

また、質素な給食にならないよう、栄養と量はしっかりと確保してほしいがとの質疑に対し、給食費の中で栄養面などについては献立を考え、質素にならないよう今後とも引き続き努力していくとの答弁がありました。

また、一般会計にすることでよいことがたくさんあるように述べられているが、なぜ今まで一般会計にしなかったのか。今回は特別な理由があるのかとの質疑に対し、消費税率の改正が行われたのが理由である。児童・生徒の給食費は軽減税率が適用され、8%になっている。しかし、教職員の給食費については軽減税率の適用外のため10%である。消費税の追加納付が想定される。一般会計にすれば、それを食材費に転嫁し、充足できるということで、今回上げさせてもらったとの答弁がありました。

また、市長の公約の中に給食費の補助がある。先に一般会計に移しておく今後補助がやりやすくなるからなのかとの質疑に対し、今回の提案は市長の公約、政策とは関係がない。前々から、教育委員会の中で一般会計に移したいと考えていたものであり、今回、消費税の増税が契機で出た提案であるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第83号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

この議案につきましては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第84号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、都道府県化によって県内の保険税率の統一を目指すとされているが、統一化された場合、瑞穂市にはどのような影響があるのかとの質疑に対し、今はまだそれぞれの市町村の判断で保険税率を決めているので、必ずしも県の標準税率に合わせないといけないわけではない。今後も基金を活用し、被保険者に負担が

かからないように運営していかないといけないと考えているとの答弁がありました。

また、今回の資産割の税率改正は、今までと違って、所得割に上乘せがない。その点ではよいことだが、子育て世代にとって均等割の負担が大きいように思う。均等割に手がつけられない理由は何かとの質疑に対し、均等割や平等割については、地方税法で規定されている。地方税法が改正されないと対応が難しいとの答弁がありました。

また、基金が8億3,000万円、昨年比べて2億5,000万ほどふえている。どうしてこんなにもあるのかとの質疑に対し、決算剰余金の2分の1を下らない額を基金に積み立てることになっている。決算剰余金が余り出ないように事業を運営していかないといけないと思うが、今後県が示してくる税率に対して、一気にそこまで上げられないときには、この基金を活用していく必要があるとの答弁がありました。

討論では、保険税率の統一によって、税率が引き上げられるのではないかと懸念している。瑞穂市としての考えを県に言うべきである。また、基金がなぜふえたかというのは、見込み違いで保険税が高かったからだと思う。それならば、保険税を下げるなどして返していくべきではないか。そして、子供世代の均等割の軽減を検討してほしいという反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第86号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、システム改修のための155万円ということだが、どのような内容なのかとの質疑に対し、都道府県化に伴い、国保の標準事務処理システムを今後導入していくもので、今回は資格管理のさらなる効率化に向けてのシステム改修である。国が指示するシステム改修なので、費用は全て国で負担されるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第87号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたしました。

この議案につきましては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上をもちまして、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和元年12月17日、文教厚生委員会委員長 広瀬武雄。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第80号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第82号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第83号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第84号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番 松野でございます。

議案の84号ですけれども、これは税率の改正になるわけですから、13.5から6.75になりますね。これは当初、資産税はたしか27%近くだったと。これを4回、2年ごとに1回ずつでするので、4回に分けてゼロにするという話で、今回13.5から6.75になります。

今の委員長報告の中を見ても、ゼロにするには今のところ、基金とかがたくさんありますから、今回、この税率改正のときに早くゼロ%にしたかどうかという話は委員会の中で出なかったかどうか確認をしたいんですけれども、よろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） ただいまの松野藤四郎議員の質問に対してお答えしたいと思いますが、ただいまの御質問の内容につきましては、委員会で一切出ませんでした。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

議案第84号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行わせていただきます。

反対の理由を以下、述べさせていただきたいというふうに思います。

まず1番目ですけれども、岐阜県は国民健康保険運営方針の中で、将来的に県内の国民健康保険税水準の統一化を目指すとしておるわけでありましてけれども、当市においては、県から示されている標準保険税率に段階的に近づけていくというふうに言われております。

しかしながら、保険税率が統一された場合に瑞穂市にどのような影響が考えられるのかというふうに思いますけれども、県内では岐阜市が断トツでありますけど、大垣市、各務原市等、加入者の規模でも、また医療費でも大変大きな比重を占めております。一方で、この瑞穂市は加入者の規模でも、また医療費でも、決して高くない。こういう状況がある中で、保険税率が統一化されますと、瑞穂市は大変大きな影響を受けざるを得ないのではないかというふうに思います。

保険税率の統一化は、令和6年と言われておりますけれども、その場合に保険税率が段階的に引き上げられていくことが予想されます。保険税率の統一化について、瑞穂市としての考えを持って、しっかりと統一化についての対応をする必要があるというふうに思います。

2つ目の反対の理由でございますが、今回の税率改正は、これまでと違って資産割の減税分を所得割に上乘せしておりません。つまり、増税をしないと、こういうことでは配慮がされているというふうに思います。その点ではよいことだというふうに思いますけれども、しかしながら、子育て世帯に負担が重い、子供支援に逆行する均等割には何ら手がつけられておりません。

均等割といいますのは、税の負担能力が全くない子供にも1人当たり2万7,000円の保険税の負担を求めるものでございます。子育て世帯に負担が重い均等割の軽減は、地方税法の改正を待たなくても、条例でもって減免を行うことは可能であります。国も、このような軽減策は赤字補填の繰り入れではないというような立場をとっておるわけでございます。

したがって、当市においても子供支援に逆行する均等割は軽減すべきだと考えるところ

でございます。

最後に、3つ目の理由でございます。

基金が8億3,000万円、昨年と比べて2億5,000万円ほどふえておりますけれども、なぜこのような基金がふえるのか。私は大変多過ぎるというふうに思います。そもそも保険税が高過ぎるのであり、また当初の見込み違いが原因で余剰金が多く出たということであれば、保険税を下げるなど、加入者の皆さんに返していくべきだというふうに考えます。

以上3つが反対の理由でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第86号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第87号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第79号から日程第11 議案第89号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第79号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてから日程第11、議案第89号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 改めて、皆さんおはようございます。

ただいま一括議題となりました4議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、12月9日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名の全委員が出席し、執行部からは、市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長等にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第85号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を審査しました。

本案については、ほかの常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、生活保護受給者は何人くらいふえているのかとの質疑に対し、11月末において世帯数は約170世帯で、人数は230人程度である。若干ふえたとの答弁がありました。

また、教育費の小学校費にある教科書の改訂は小学校のみで中学校はないのかとの質疑に対し、改訂については4年に1回で、文部科学省が行っている。今回の改訂は小学校のみで、中学校の改訂は来年度の予定であるとの答弁がありました。

また、第2次総合計画後期基本計画の策定業務のスケジュールはとの質疑に対し、今年度は調整機関として審議会の委員選定等を行い、新年度4月には契約をする予定である。その後、市長から市議会への諮問を行い、計画策定の主要課題についての審議、総合計画案についての会議を進め、パブリックコメントを行い、答申、そして議会へ提出する予定であるとの答弁がありました。

また、後期基本計画策定の中で、市民がかかわっていくパブリックコメントを行うとあったが、それ以外、何か行う予定はあるのかとの質疑に対し、策定委員会ということで、市役所職員と部会のほうで検討しているとの答弁がありました。

その答弁を受け、まちづくり基本条例推進委員会の方や審議会委員の方に相談をかけて、どういう形で市民がかかわれるのかの検討を行ってほしい。すると、市民の感覚に基づいたものができると考えられるため、ぜひ取り入れてほしいとの意見がありました。

また、体育館の照明器具の取りかえは電球の取りかえなのか。LED化を視野に入れての取りかえなのかとの質疑に対し、基本的には電球の取りかえであるが、LED化を一部取り入れながら行っていくとの答弁がありました。

この答弁を受け、これから卒業式等の式典もあり、時々電球が切れているのが見受けられる。早急にLED化を推進してほしいとの意見がありました。

また、放課後等デイサービス費は大きな金額である。事業所がふえているのか、利用者がふえているのか、どのような傾向なのかとの質疑に対し、事業所も利用者もふえているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第79号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを審査しました。

その議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第81号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、会計年度任用職員の期末手当に経過措置を設けたのはなぜかとの質疑に対し、県下21市で2.6月を当初から行うのは4団体、段階的に引き上げて行うのは当市を含めて5団体であり、ほかは2.6月までの引き上げを検討していないようである。ほかの市の状況を加味した現状で、この方式としたとの答弁がありました。

資料の81-6の中で、下線が引いてある方たちは削除されているが、別の条例に制定されているのかとの質疑に対し、身体障害者相談員や知的障害者相談員は法律の定めのほか、市の設置要綱もあるので、そちらでの運用となるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第89号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、会計年度任用職員はなぜ行政職の1級か2級にしか該当しないのかとの質疑に対し、職務の内容に対し、行政職1級か2級程度の職務を担う職として会計年度任用職員を採用するので、給料表としては1級、2級しか制定されないとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和元年12月17日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第79号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第81号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第85号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第89号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

私は、議案第89号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

この議案の提案理由は、次のとおりです。民間給与との較差に基づく人事院勧告（令和元年8月7日付）に伴い、市職員の住居手当、勤勉手当及び給料表の額の改定、並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の額の改定をするため、市関係条例の改正を行うものです。

実質は、わずかではあるけれど値上げという内容です。執行部から提案された議案に反対をするというのは、大変気が重いものです。けれど、頑張って、ちょっと理由を述べさせていただきます。

私は、1年前のこの人事院勧告に伴って出た公務員給与の値上げにも反対した覚えがあります。これはもう7年間、6年間でしたかしら、値上げされているそうですね、人事院勧告は。ことしは4期、16年目の議員を経験した最後の年ですが、私はますますこういう議案には反対の立場をとらざるを得ないという気持ちです。

理由を述べます。私の基本にあるのは、憲法第15条の第2項です。すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。これをちょっと長くやるにつれて、非常に実感するようになりました。この憲法の奉仕者というのは、利益になることをするという意味だそうです。全体の利益になることをするのが公人、公務員職員と議員、市長とか、政治家という解釈だそうです。

この憲法第15条の考え方、憲法にあるわけですけど、私は非常に実感が強くなってまいりま

した。その実感からいきますと、まず税金の使い方です。この瑞穂市においてもですが、国の税金の使い方がまず非常に納得できません、私は。実質賃金は下がり続けているはずですが。

ここにきょうの中日新聞の1面がありますが、「非正規公務員のボーナス、来年度から47都道府県」とありますが、待遇がよくなるんじゃないかと、非常にいいことだと思っちゃうんですけども、読んでみるとボーナスのかわりに月額給料を減らす自治体もあるんだそうです。だから、実質賃金は下がるわけですね。これが少なくないそうです。

でも、そこまでわからないで、この見出しだけをニュースでも新聞でも見たら、だんだんよくなっていくなと思ってしまいますけど、そもそも非正規公務員が物すごい多いわけですね、今。たしか3分の1と言ったと思います。瑞穂市のように人口もふえ、仕事もふえているところは、非常に公務員の仕事がふえているわけですから、その中で非正規公務員がふえ続けるというのは非常に大変なことだと思います。実質賃金が下がっているということが1つ。

それから2つ目に、国ですけど、世界へのばらまきが物すごいですね。2013年から16年の4年間だけで、もう40兆円ばらまいているという情報があります。また、消費税を上げるわけで、福祉のため、教育のためと言われますが、実態は消費税を上げた分は法人税を減税し、または消費税の戻し還付金に何億と割り当てていますね。カードを私も使っちゃいますけど、カードがあれば戻しているわけです。

3つ目、上げますが、兵器、戦闘機の爆買いと言われているものですね。ステルス戦闘機35というものの、これだけで6兆円だそうです。イーゼス・アショアとか、それからちょっと名前は忘れたんですが、タケコプターみたいなものがありますね、飛行機とヘリコプターが一緒になった、この辺でくるくると回っている、大変墜落が多いという。あれも買っていますね。この税金の使い方。こういう使い方をして、この間の一般質問で言いましたが、うちの近くでは大小3つある公園につけ加えて、4つ目の公園、4ヘクタールぐらいの公園をまた2億円で買うと。そういうような使い方もあります。

こうした結果、私が納得できないのは、格差が非常に広がっている。格差というのは、私の見立てによれば、まずDNAであり、育ちであり、さらに事故や災害などの災難に遭って一気に生活が大変になる人も非常に多いです。こういう人の手当てをするのが政治だと思うんですけど、政治的に格差をつくっていくという法律や条例や税金の使い方には納得できません。

これは13日の中日新聞の1面ですが、来年度の与党税制改正大綱が決定し、「大企業に厚く、家計に薄く」。これは毎日見ますね、こういうのは。来年度の税収入は2兆円減るとか、いっぱいあります。

格差が広がるとどうなるかといいますと、こういう人たちの援助・支援のために税金が使われることになります。これは使えばいいわけです。実際は余り使われませんが。でも、この助ける以外に格差が及ぼす影響というのは、私が見るに、国も世界も瑞穂市も、非常に格差の

低いほうの人は恨み、社会に対する恨み、つらみ、ねたみ、そねみ、こういうものから社会が非常に不安定になって、平和でなくなっています。

以上の理由で、格差を助長するようなこの議案には、ささやかなんですけども反対したいと思います。賛同してくださる人がいたら、うれしいです。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩をとります。

休憩 午前9時57分

再開 午前10時15分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第12 議案第90号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第90号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

お諮りします。議案第90号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

議案第90号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、発議第4号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井でございます。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、清水治議員、若園正博議員に御賛同賜りまして、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書。

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も、高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保持者が令和4年には100万人ふえて、663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は平成29年施行の改正道路交通法で、75歳以上の者には違反時や免許更新時には認知機能検査を受けることを義務付けたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について、早急に取り組むことを強く求める。

1. 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車（サポカーS）」や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を導入・推進すること。

2. 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた安全運転サポート車（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件つき運転免許の導入を検討すること。

3. 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーの導入などを地域公共交通ネットワークのさらなる充実を図るため、地方自治体などが行う、免許自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。以上でございます。

なお、提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、国土交通大臣 赤羽一嘉殿、経済産業大臣 梶山弘志殿、総務大臣 高市早苗殿、国家公安委員会委員長 武田良太殿、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定によって、提出をいたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については2件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件説明します。

まず1件目は、令和2年2月2日に巢南公民館多目的ホール及び市民センター大ホールで、第12回意見交換会を開催するに当たり、全議員を派遣するものです。

2件目は、令和2年2月4日に岐阜県市議会議長会主催の議長会議、講演会及び情報交換会が可児市の東建塩河カントリー倶楽部で開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） この件につきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任を願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 7番 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 議席番号7番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。

ただいま議長より発言の訂正の場をいただきましたから、発言の訂正をさせていただきたいと思っております。

※
実は、12日の一般質問の中で、自分の城は自分で守るという名言を述べられました方をトヨタ自動車の豊田さんと私、申し上げましたんですけど、これは豊田さんのトヨタ自動車の名番頭でございまして、後々、豊田喜一郎さんの後を継がれました社長の石田退三さんがこの格言というんですか、名言を述べられました。それを私が間違えまして、豊田佐吉さんと間違えたということで、豊田さんという名前を申し上げましたので、これは間違いでございましたから、この場をおかりいたしまして発言の訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） ただいま杉原克巳君から、12月12日の会議における発言について訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可いたしました。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月17日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 清水 治

議員 広瀬 武雄